

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム等整備事業

令和6年度概算要求額 **5.5億円（4.4億円）**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

本事業は、①省エネ法の定期報告書等を作成・提出するためのWEBシステムである「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」（EEGS）に、省内職員が審査等を行うためのシステムである「省エネ法システム」の機能を統合するとともに、②新たに創設することとした省エネ法任意開示制度に対応するために必要なシステム改修を行うことにより、省エネ法の執行を効率化し、事業者にとっての報告の利便性を向上させることを目的とする。

事業概要

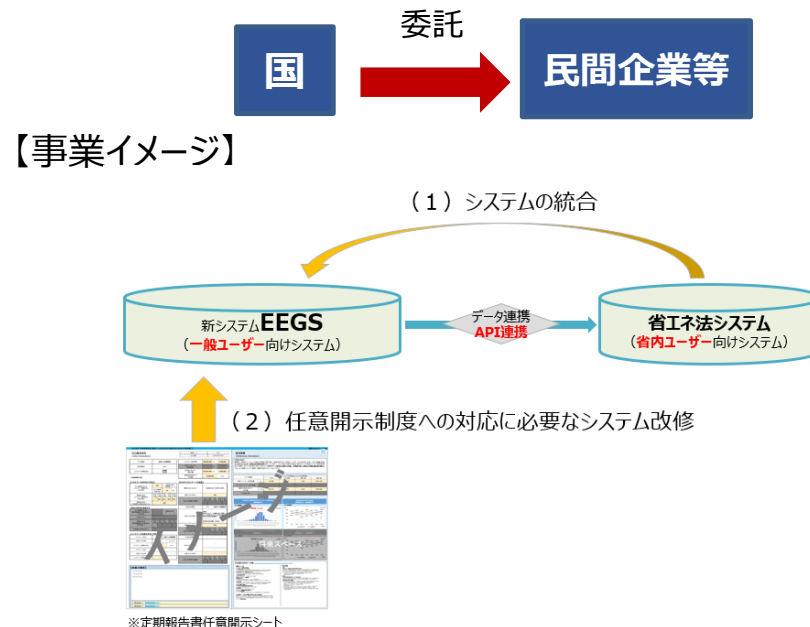
（1）システムの統合・運用

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」（EEGS）に、省内職員が定期報告書等の審査等の管理に従来から使ってきた「省エネ法システム」を統合する。また、その他の省エネ法執行に関わるシステムの運用等を行う。

（2）任意開示制度への対応に必要なシステム改修

新たに創設することとした省エネ法の任意開示制度における、特定事業者等からの開示宣言に基づく定期報告書等の情報開示に対応するために必要なシステム改修を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

- ・令和7年度時点での省エネ法定期報告書の電子提出率90%を目指す。
- ・令和8年度時点での特定事業者に占める任意開示制度への参画者の割合が5%になることを目指す。